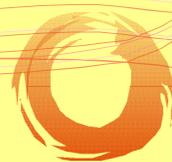


1

益城町小学校運動部活動の 社会体育移行について

益城町教育委員会 生涯学習課
スポーツ振興係

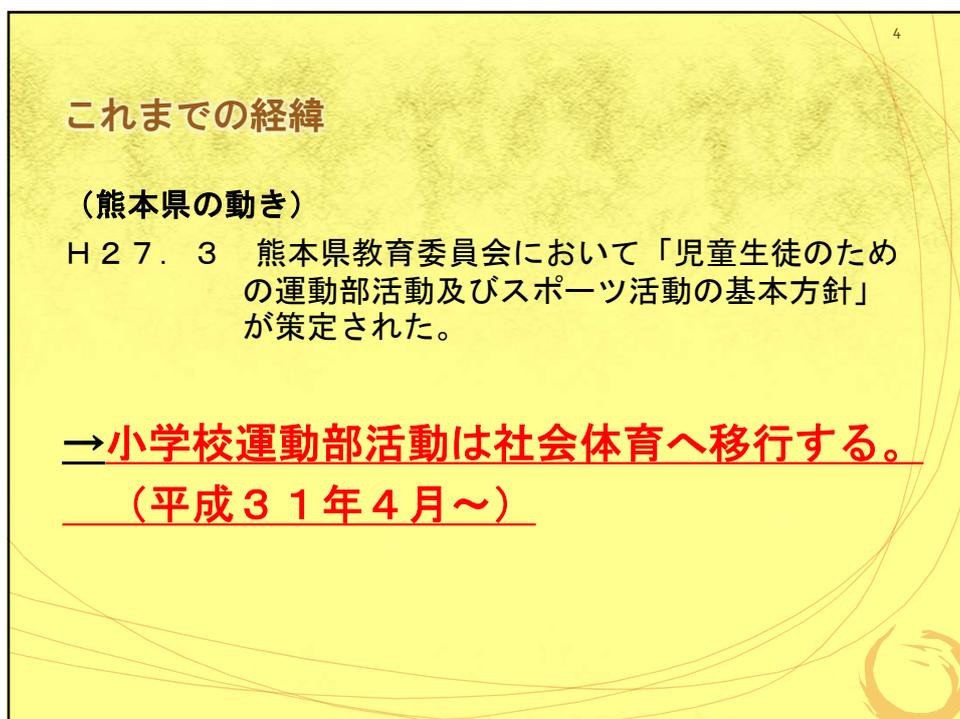
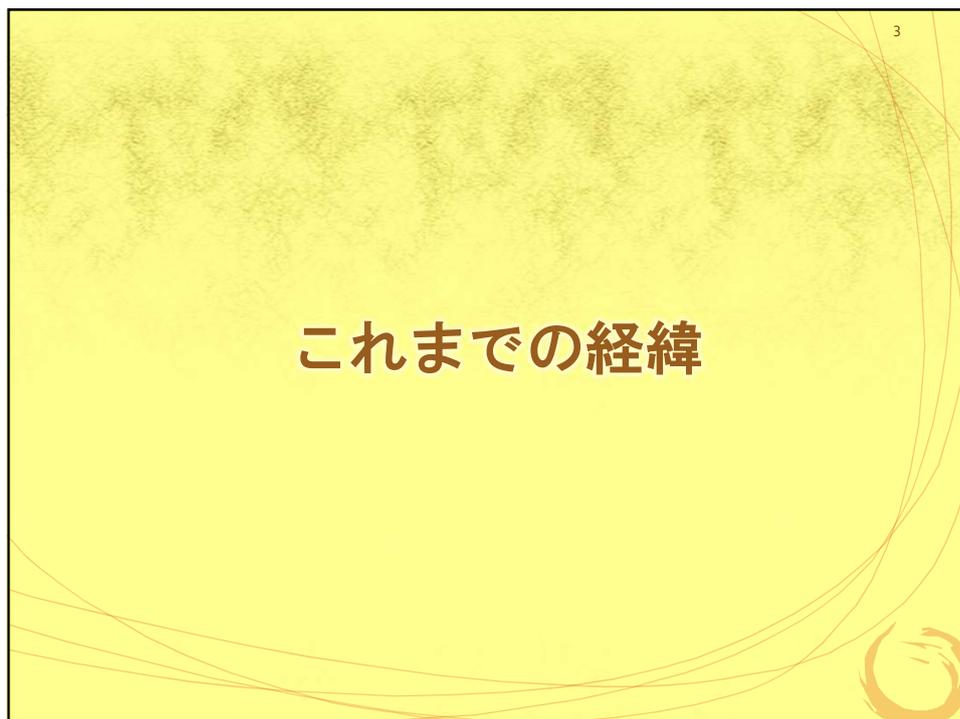


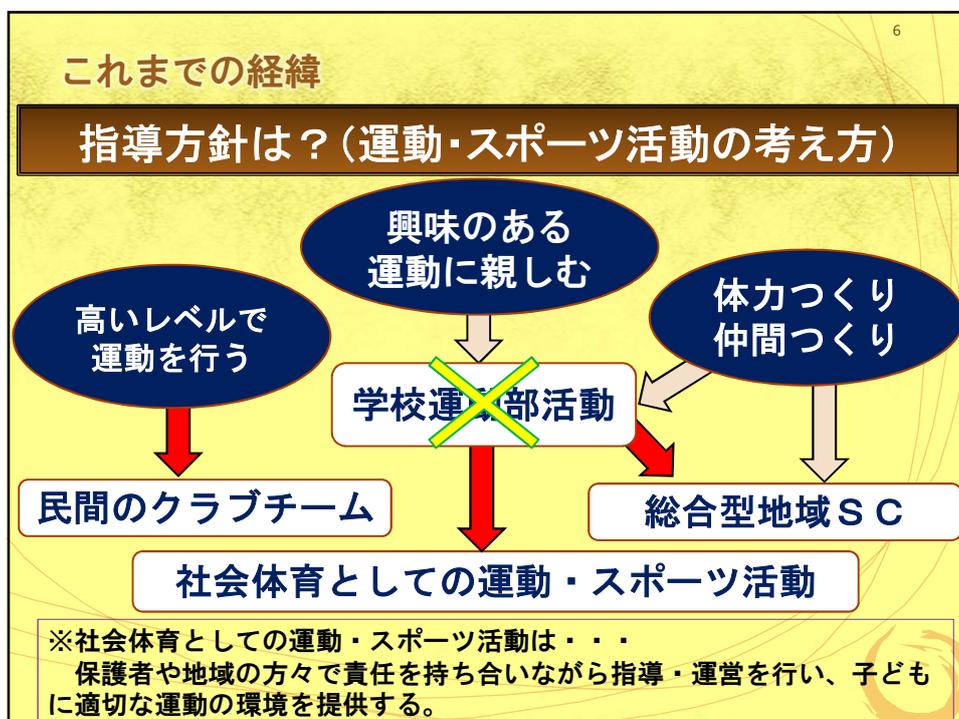
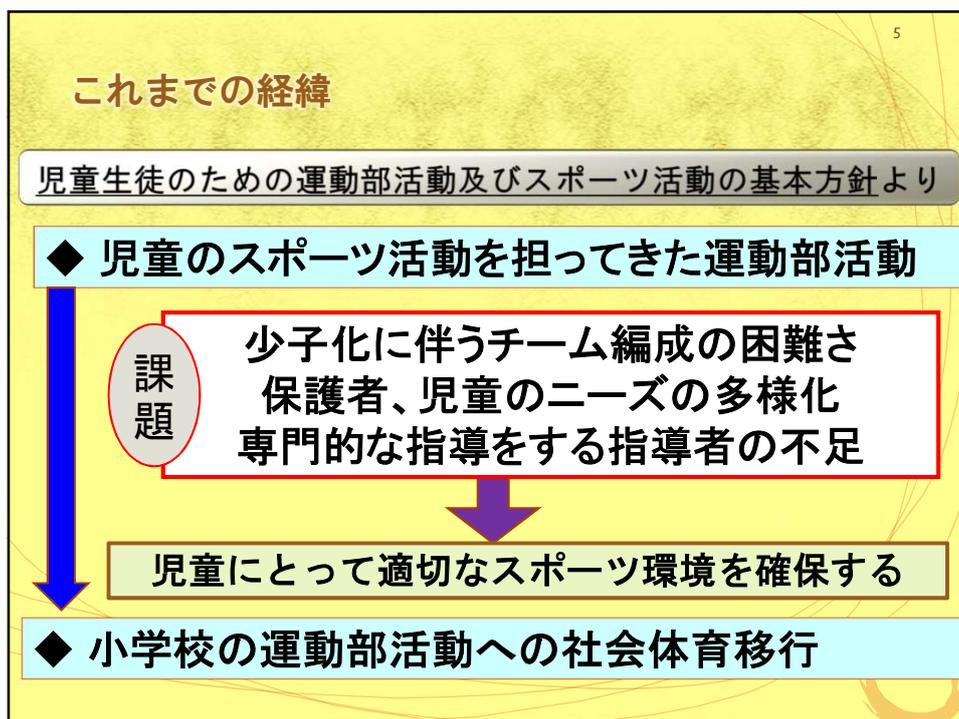
2

本日の説明内容について

- これまでの経緯
- 「町小学校児童スポーツ活動基本計画」について
- 小学校部活動の社会体育移行イメージ
- 「町小学校部活動社会体育移行計画」について
- 部活動社会体育移行における町の支援体制について
- 社会体育移行に向けた今後のスケジュール







これまでの経緯

(益城町教育委員会の動き：平成27～28年度)

年月	主な動き
H27. 7	運動部活動・社会体育クラブ等の参加状況アンケート 町内児童が通う社会体育クラブ調査
H28. 5	益城町小学校運動部活動の社会体育移行検討委員会設置要項 作成
H28. 9	益城町小学校社会体育移行検討準備会議 開催 (平成29年1月までに3回開催)
H28. 11	小学校社会体育団体調査
H29. 2	小学校社会体育移行のためのスポーツ団体代表者会

これまでの経緯

(益城町教育委員会の動き：平成29年度)

年月	主な動き
H29. 5	益城町小学校社会体育移行のためのスポーツ環境づくりアンケート
H29. 7	第1回 益城町小学校社会体育移行検討会議 開催 (平成30年2月までに4回開催)
H29. 11	第1回益城町小学校社会体育移行スポーツ団体代表者会
H30. 2	益城町小学校児童スポーツ活動基本計画 策定 益城町小学校部活動社会体育移行計画 策定 益城町社会体育スポーツ団体活動調査表アンケート

これまでの経緯

益城町小学校社会体育移行検討会議 構成メンバー

- 町立小学校長代表
- 町立小学校体育主任代表
- 町立小学校PTA代表
- その他町教育委員会が必要と認める者
 - ・総合型地域スポーツクラブ代表
 - ・指定管理者代表
 - ・町体育協会代表
 - ・町スポーツ推進委員代表 など

町小学校児童スポーツ活動 基本計画について

11

町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●基本理念

- (1) スポーツ環境の確保と、保護者や児童のニーズの多様化への対応
- (2) 学校の枠を超えたチーム編成、異年齢の子ども等とともにスポーツに親しむ環境づくり
- (3) 指導者を積極的に発掘、継続し安定した指導体制の確立
- (4) 主たるスポーツ活動だけでなく、文化・学習活動や社会活動など、幅広い活動を展開

12

町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●目的

- (1) 発達段階に応じたスポーツ活動を展開する。

児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育み、バランスの取れた学校生活を送ることができるようにする。また、勝利至上主義に陥ることなく、発達段階に応じた心身共に健康な活動を行う。

- (2) 指導者の資質の向上を図る。

指導者は、効果的な指導に向けて、自分のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医学・科学の研究成果を活用するとともに、児童生徒の健全育成に努め、スポーツの価値や魅力を伝え、豊かなスポーツライフの実践につなげる。

13

町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●活動の方法

(1) 総合型地域スポーツクラブ

(2) スポーツ少年団

(3) 社会体育クラブ

14

町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●総合型地域スポーツクラブとは？

- ①現在益城町では「益城わくわくスポーツクラブ」活動中
→クラブマネージャー（事務局）が存在します。
- ②クラブ活動はクラブマネージャー（事務局）が
コーディネート
- ③加入には、年会費＋月謝が必要
- ④総合型主催の他のクラブへ参加が可能
（別途月謝が必要）
→参加児童はさまざまな種目を体験することが可能
- ⑤理念に基づき「勝利至上主義」では実施しない

町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●スポーツ少年団とは？

- ① 1962年に日本体育協会が創設
→全国で約3万6千団体、83万人の登録団員、20万人の登録指導者
- ②保護者や地域などを中心に自主的で自発的な活動が可能
→保護者や地域の協力がないと運営できない
- ③生涯スポーツの基礎をつくる活動であり、身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動
- ④理念に基づき「勝利至上主義」では実施しない

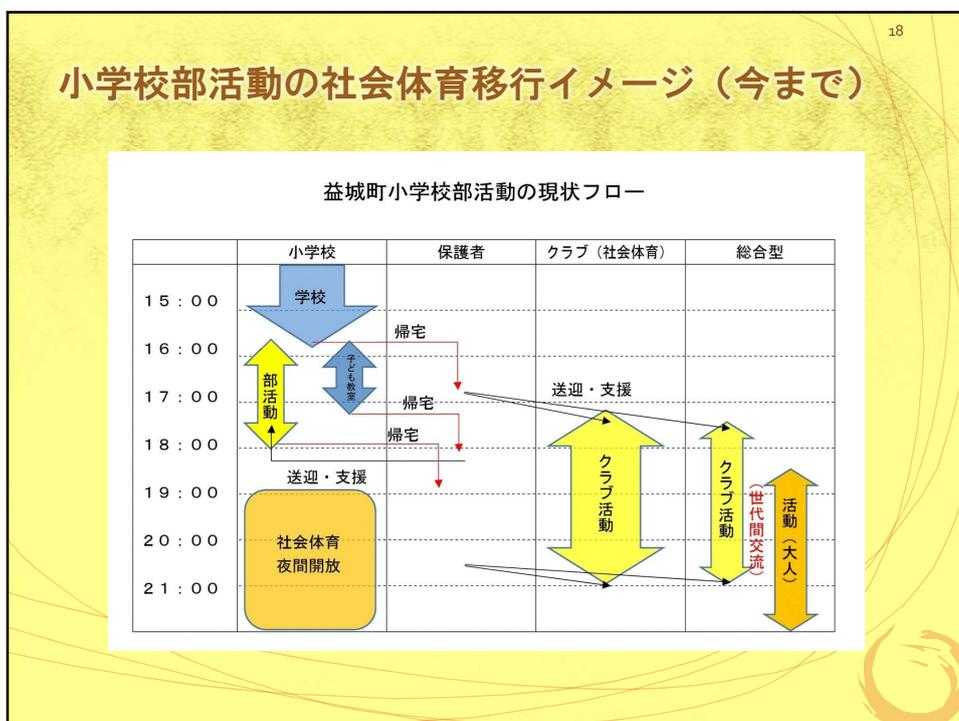
町小学校児童スポーツ活動基本計画について

●社会体育クラブとは？

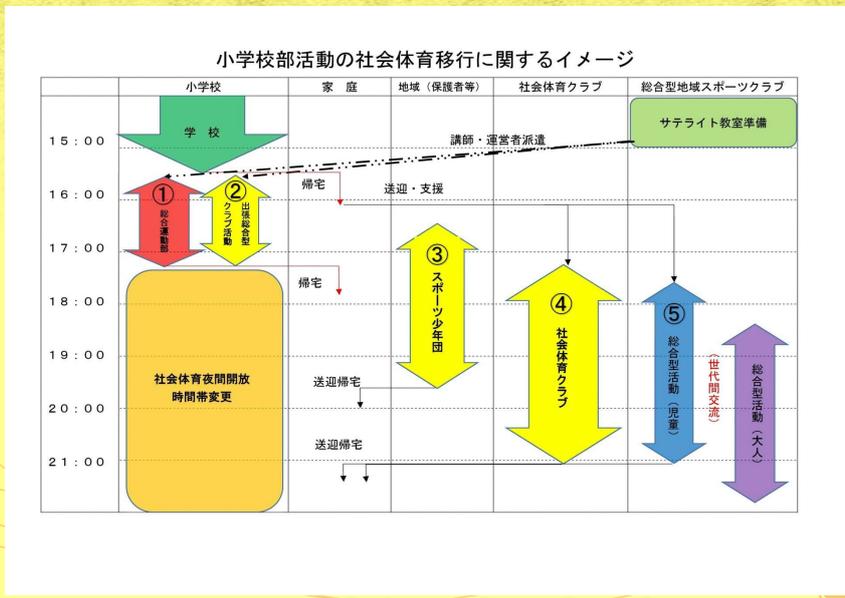
- ①児童の興味関心・競技レベルに合わせ、各クラブ活動が掲げている理念に基づき、スポーツに触れ、楽しむ機会を提供する。
- ②営利目的の活動も可能
→民間のクラブチーム等も社会体育クラブに属する
- ③「勝利至上主義」で実施可能

17

小学校部活動の社会体育 移行イメージ



小学校部活動の社会体育移行イメージ（これから）



町小学校部活動社会体育移行計画について

町小学校部活動社会体育移行計画について

●小学校部活動の社会体育移行方法について

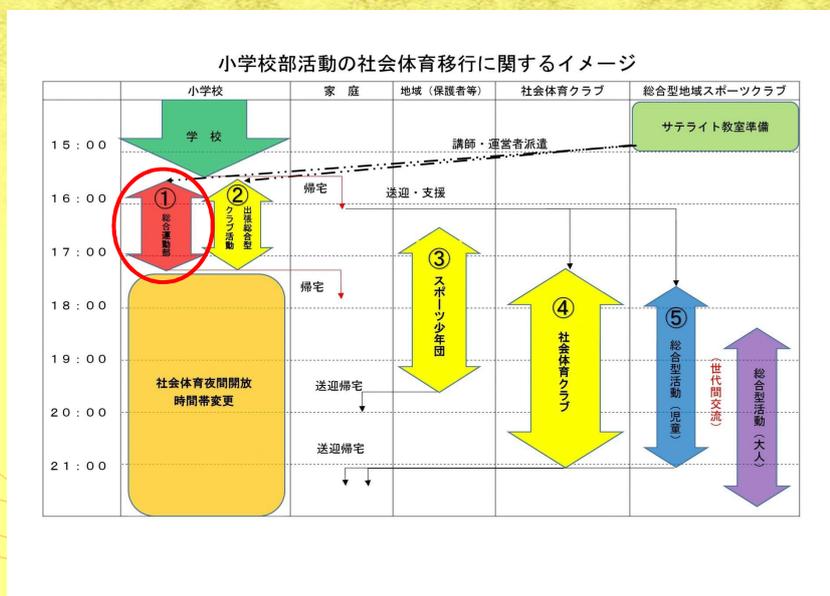
- (1) 基本計画の「活動の方法」に掲げた「**総合型地域スポーツクラブ**」及び「**スポーツ少年団**」の理念を基本とする。
- (2) 部活動の「**総合運動部**」を**総合型地域スポーツクラブが継続して実施**し、町内の全小学校に「総合運動部」を設立できるよう努める。
- (3) 「**総合運動部**」以外の部活動の移行方法は、(1)に掲げている移行を基本とするが、移行するクラブの存続や現状を踏まえ、**社会体育クラブへの移行や他のクラブへの統合等、状況に応じて柔軟に移行していく。**

町小学校部活動社会体育移行計画について

●小学校部活動の社会体育移行方法について

- (4) **現行社会体育クラブ**及び**総合型地域スポーツクラブ**は、**廃部となった部活動の受け入れ体制を構築できるよう努める。**
- (5) 各小学校は、移行体制が整うまでの間、**移行したクラブを支援する。期間は最大2年とする。**

町小学校部活動社会体育移行計画について

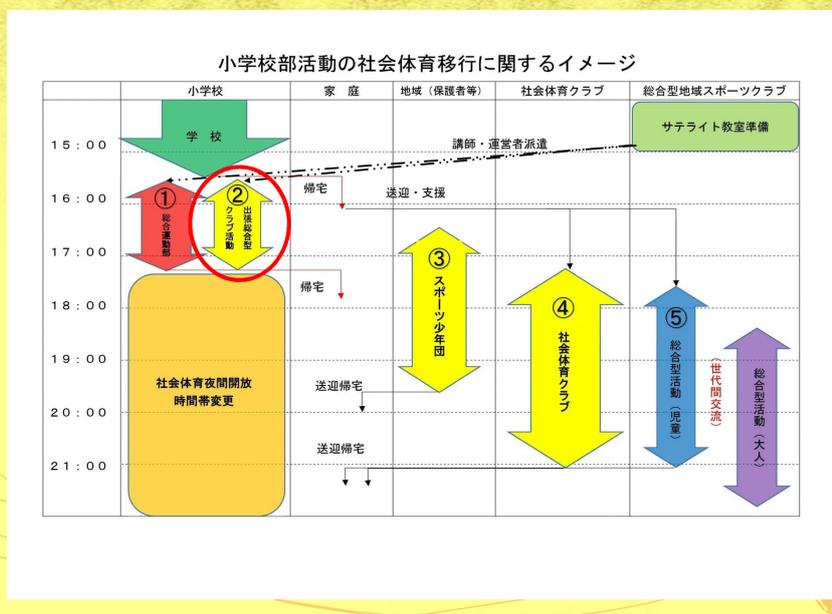


町小学校部活動社会体育移行計画について

1 総合運動部の継続的实施及び創設

- ① 運営は、総合型地域スポーツクラブが実施する。
→会場予約や保険の手続きなどは、事務局で実施
- ② 希望する児童は、**総合型地域スポーツクラブへ加入**する。
→児童の負担金（年会費・月謝）が発生する。
→総合型主催の他クラブへの参加が可能（別に月謝が必要）
- ③ 総合型地域スポーツクラブが、「町スポーツクラブ支援者バンク」から選定した運営支援者を各小学校へ派遣し、各小学校を巡回して教室を開催する。
- ④ 講師は、「町スポーツ講師バンク」から運営支援者が選定する。
- ⑤ 対象は全児童（小学1年～6年）を対象として、高低学年の交流を図ることとするが、クラブの状況に応じて設定する。

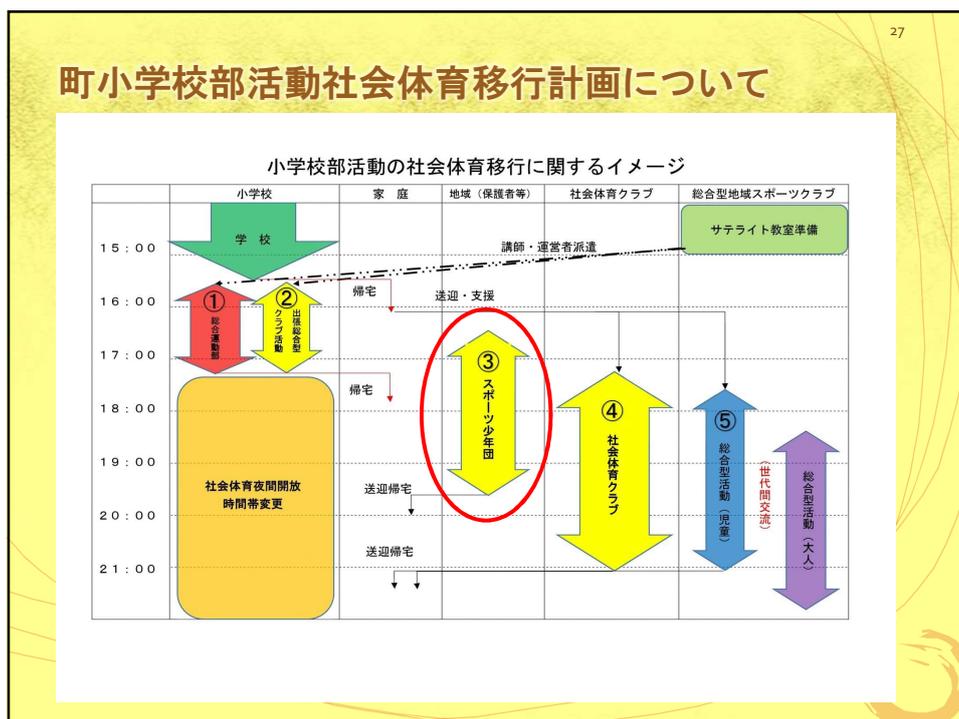
町小学校部活動社会体育移行計画について



町小学校部活動社会体育移行計画について

2 現行部活動を「出張総合型地域スポーツクラブ」に移行

- ① 総合型から講師・運営者等を出張させて運営する。
→ 会場予約や保険の手続きなどは、事務局で実施
- ② 総合型の理念から、「勝利至上主義」で実施しない。
- ③ 講師及び運営支援者は、講師バンク及び支援者バンクから選定し、総合型から派遣する。
- ④ 「総合型地域スポーツクラブ」への加入のため、児童の負担金（年会費・月謝）が発生する。
→ 総合型主催の他クラブへの参加が可能（別に月謝が必要）
- ⑤ 学校施設の利用料は2分の1、総合型の運営費から負担する。
- ⑥ クラブは17:30までには終了する。
- ⑦ クラブ終了後、徒歩下校となるが、保険等の兼ね合いがあるため、保護者送迎を推奨していく。



- 28
- ## 町小学校部活動社会体育移行計画について
- ### 3 現行部活動を「スポーツ少年団」に移行
- ① 保護者等運営者の責任のもとクラブ活動を実施
 - ② スポーツ少年団の理念から、「勝利至上主義」で実施しないように努める。
 - ③ 「町スポーツ少年団」へ必ず加入する（町教委へ申請必要）。
 - ④ 講師及び運営支援者は、講師バンク及び支援者バンクから選定し、依頼する。
→ 直接依頼する場合は、バンクへの登録が必要
 - ⑤ 講師不在のため、開催時間が15:30から開催できない場合、児童の空白時間帯が発生する。その際は、運営支援者による宿題や準備運動などの「見守り活動」を実施する。
 - ⑥ すべての小学校は17時30分に閉鎖となるため、カギ等の管理はクラブ活動に移行する。
 - ⑦ 児童のスポーツ活動は必ず、21時までには終了とする。

29

町小学校部活動社会体育移行計画について

●「総合型地域スポーツクラブ」「スポーツ少年団」の 活動日と時間について

- (1) 1日の活動時間は、1～2時間程度とし、1週間に3回以内とする。原則土曜日、日曜日の活動は行わないが、試合等の状況によってはこの限りではない。
- (2) 活動時間は、午後9時を超えない時間までとする。
- (3) 学校体育施設の利用は、児童を優先とし、児童の活動がない日と午後8時からの時間は、地域（大人）が利用できるものとする。

30

町小学校部活動社会体育移行計画について

●「総合型地域スポーツクラブ」「スポーツ少年団」の 会費設定について

- (1) 月額1,000円～2,000円程度とする。ただし、クラブの活動内容によってはこの限りではないが、その内訳等を明確にすること。
→「総合型地域スポーツクラブ」は年会費が必要
- (2) 保険加入については、各団体での加入を原則とし、掛け金については、会費に含める。

31

町小学校部活動社会体育移行計画について

● 「**総合型地域スポーツクラブ**」「**スポーツ少年団**」の
主な活動場所について

小学校関係 施設	利用状況		町運動施設	利用状況	
	体育館	グラウンド		体育館	グラウンド
飯野小学校	○	○	益城町総合体育館	× H31	
広安小学校	○	○	陸上競技場		× H31
津森小学校	○	○	町民グラウンド		× H30
益城中央小学校	○	○	福田グラウンド		× H29
広安西小学校	○	○	津森グラウンド		× 仮設
木山中学校	○	○	飯野グラウンド		× 仮設
益城中学校	○	○	広安第1グラウンド		× 仮設
			黒石崎仮設グラウンド		○
			旧中央小グラウンド		○

32

町小学校部活動社会体育移行計画について

● 「**総合型地域スポーツクラブ**」「**スポーツ少年団**」の
主な活動場所について

- (1) 貸出の受付時間は、管理施設の始業時間から終業時間までとする。
- (2) 施設貸出時間は、学校の教育活動を妨げない時間で、児童を対象とした活動は午後9時までとする。他の時間を、午後10時を限度として、大人の活動で利用する。
- (3) 活動拠点別でスポーツ団体連絡会を立ち上げ、必要に応じ会議を行い、調整を図る。

町小学校部活動社会体育移行計画について

●「総合型地域スポーツクラブ」「スポーツ少年団」の送迎体制について

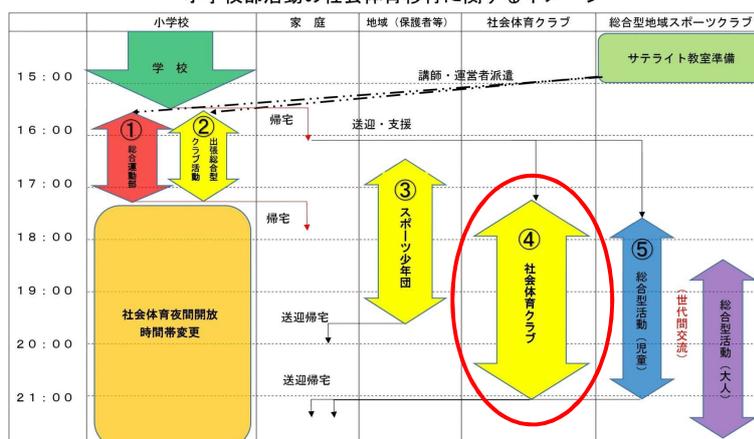
(1) 学校を活動拠点とする場合

- ・当該校児童については、帰りだけを迎えに来てもらう。
- ・通いを伴う場合は、保護者による送迎とする。

(2) 他施設を利用する場合は、保護者による送迎とする。

町小学校部活動社会体育移行計画について

小学校部活動の社会体育移行に関するイメージ



35

町小学校部活動社会体育移行計画について

4-1 現行部活動を「社会体育クラブ」に移行、または部活動を解散し、現行「社会体育クラブ」に参加・統合

①各クラブの理念・保護者や子どものニーズのもと、クラブ活動を実施。

→「勝利至上主義」「営利目的」での実施も可能。

ただし、現行社会体育クラブと同様の取扱いとなる。

(町の支援なし、状況により経過措置あり)。

②講師については、バンクの利用も可能である。

③練習回数は週3回以内で実施するよう努める。

④児童のスポーツ活動は21時までに終了するよう努める。

36

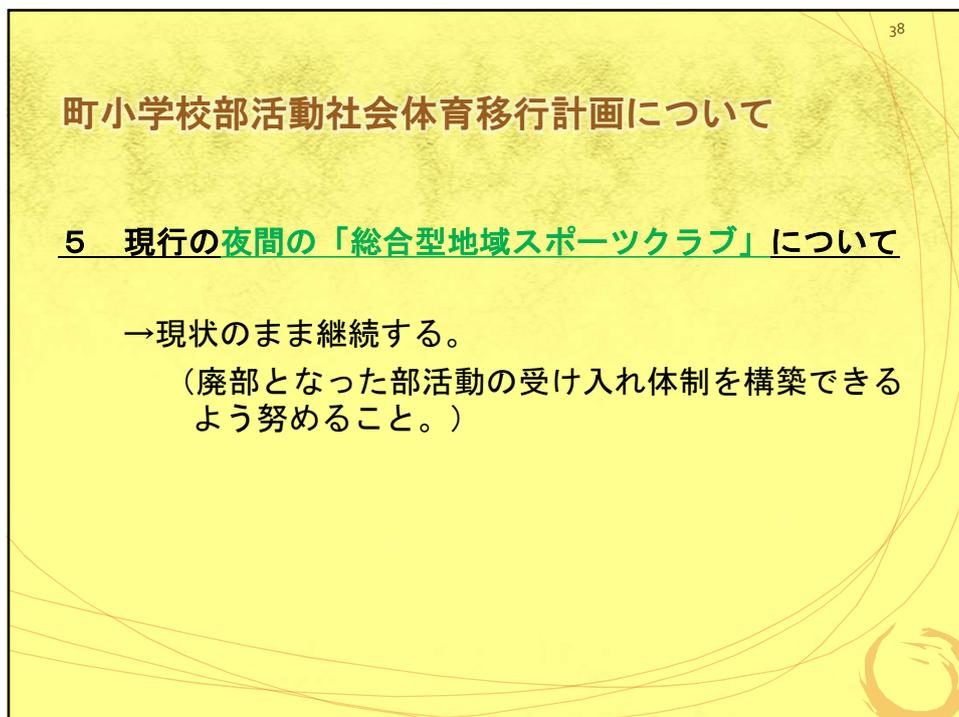
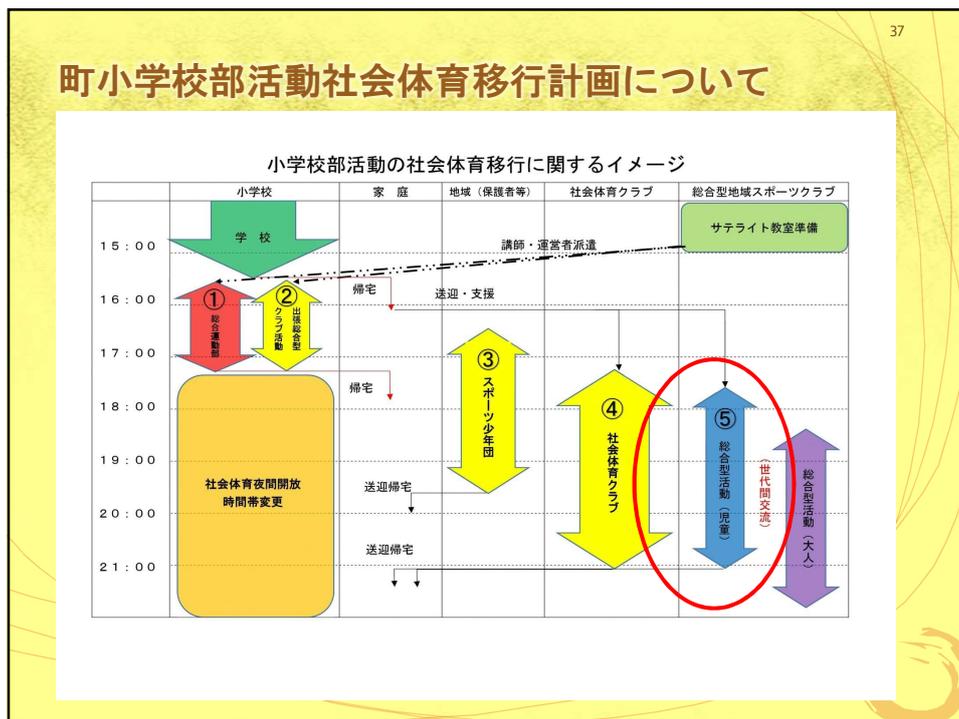
町小学校部活動社会体育移行計画について

4-2 現行「社会体育クラブ」について

→現状のまま継続する。

(廃部となった部活動の受け入れ体制を構築できるよう努めること。)

→現行社会体育クラブが、③のスポーツ少年団として活動、登録すれば、③の取扱いとなる。



部活動社会体育移行における 町の支援体制について

部活動社会体育移行における町の支援体制

1 スポーツ環境整備コーディネーターの設置

- ①町内児童の健全なスポーツ環境づくりのため、学校とスポーツ団体との連携や安定的な運営のための調整を図るため、「**スポーツ環境整備コーディネーター**」を設置する。
- ②コーディネーターは、町内青少年スポーツ団体の研修の機会を年1回企画するとともに、団体間の意見交流の場を設ける。
- ③コーディネーターは、益城町体育協会やスポーツ推進委員、PTA等社会教育団体と連携を図り、指導者の依頼や人材の確保を図っていく。

部活動社会体育移行における町の支援体制

2 スポーツ人材バンクの作成

- ①移行した活動を継続的かつ安定的に運営を行うため、
「益城町スポーツ講師人材バンク」及び
「益城町スポーツクラブ支援者バンク」を作成する。
- ②講師バンク及び支援者バンクは、町とコーディネーターが協力して作成する。
- ③講師バンク及び支援者バンクに登録する者は、町内・町外に限らず、本町児童のスポーツ環境づくり及び健全育成に寄与する者を登録する。

部活動社会体育移行における町の支援体制

3 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の 減免措置

- ①総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の団体については、会場使用料、用具使用（大型備品など）について**減免措置**を行うが、加盟していない**現行部活動の社会体育移行クラブ**については、当分の間、経過措置を設ける。
- ②スポーツ少年団については、活動の理念、活動の時間や活動の内容、指導体制（安全対策等）を毎年度5月末までに提出し、検討委員会で審査を行うものとする。
 →検討委員会は社会体育移行検討会議メンバーを想定

部活動社会体育移行における町の支援体制

4 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の優先借用

- ① 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団加盟の団体については、優先して借用を行うが、加盟していない現行部活動の社会体育移行クラブについては、当分の間、経過措置を設ける。

社会体育移行に向けた 今後のスケジュールについて

→移行スケジュール（A3版）参照

45

社会体育移行に向けた今後のスケジュール

1 総合型地域スポーツクラブ（総合運動部含む）

平成30年3月中旬から町と総合型地域スポーツクラブで今後の活動方針についての打ち合わせを実施。



各部活動ごとに話し合いを実施、活動方針を決定後、本年6月30日までに活動方針を教育委員会に報告



本年8月頃に学校・総合運動部関係者及び総合型地域スポーツクラブで具体的な今後の活動打ち合わせを実施。



本年10月ごろから可能なクラブから仮運営開始

46

社会体育移行に向けた今後のスケジュール

2 「スポーツ少年団」

各部活動ごとに話し合いを実施、活動方針を決定後、本年6月30日までに活動方針を教育委員会に報告



6月30日までにスポーツ少年団活動申請を教育委員会へ提出→登録手続き



活動団体決定（8月末予定）



本年10月ごろから可能なクラブから仮運営開始

社会体育移行に向けた今後のスケジュール

3 「社会体育クラブ」

各部活動ごとに話し合いを実施、活動方針を決定後、本年6月30日までに活動方針を教育委員会に報告



本年10月ごろから可能なクラブから仮運営開始

社会体育移行に向けた今後のスケジュール

4 教育委員会

- ①指導者及び支援者の募集、PR活動（常時）
→募集後は各クラブへの情報提供
- ②コーディネーターの選考及び設置（7月頃から）
- ③社会体育移行相談窓口の設置（常時）
→コーディネーター設置後はコーディネーターが業務を実施
- ④指導者講習会の実施（年1回：平成31年2～3月頃）

49

最後に・・・

部活動の社会体育移行に当たっては、

講師・支援者となる「人材確保」がカギとなる

→人材確保できなければ、スムーズな移行ができない

「小学校部活動の現状と課題」を教育委員会・保護者等関係者が一緒に広く伝えていくことが必要

子どもたちの成長→飛躍につながる「きっかけ」づくり、さらには「やりたい」というニーズに応えていくため、皆様のご支援・ご協力をお願いします。

50

【資料】益城わくわくスポーツクラブ

クラブ規約 第3条（目的）

クラブは、あらゆる年代の会員スポーツに親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康維持・増進を目指し、豊かな活力ある地域社会の確立に貢献することを目的とする。

51

【資料】スポーツ少年団の理念

「スポーツによる青少年の健全育成」

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

52

【資料】スポーツ少年団 スポーツ活動の基本

- ・自主的で自発的な活動であること
- ・真剣な取り組みや厳しさは子ども自身が目指すものであって、指導者や保護者、マスコミ等から決して強制されるもの活動であること
- ・個人的にも集団的としても、楽しく魅力のある活動であること
- ・生涯スポーツの基礎をつくる活動であること
- ・身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること

53

【資料】スポーツ少年団 活動の目安・分野

活動の目安

1日2～3時間程度、1週間に2、3回

活動の分野

主たるスポーツ活動だけでなく、文化・学習活動や社会活動など、幅広い活動を展開することがふさわしい

54

【資料】今後の話し合いのポイント

1. 既存の部活動単位を維持するか
維持する → 2 維持せず解散 → 3
2. 維持する場合、
スポーツ少年団か総合型か社会体育クラブか
3. 維持せず、解散
既存の社会体育クラブに参加
または、総合型地域スポーツクラブに参加
→ 保護者の送迎が必須
4. 送迎等の問題で3への参加が不可能
総合運動部への参加